

特定非営利活動法人の代表者 様

山口県環境生活部県民生活課長

特定非営利活動促進法の改正並びにそれに伴う特定非営利活動法人の定款変更
に係る手続等について

県民活動行政の推進につきましては、平素より格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 2 8 年 6 月 7 日に特定非営利活動促進法が改正されておりますが、その主な内容は、認証申請時の縦覧期間の短縮、事業報告書等の備え置き期間の延長や貸借対照表の公告義務等が新たに規定されるなどの見直しとなっております(詳細については、別添パンフレット「特定非営利活動促進法改正のご案内」を参照のこと)。

こうした法改正に伴い、新たに特定非営利活動法人(NPO 法人)に対して、貸借対照表の公告義務が規定され、その公告方法を定款で明示しなければならないこととされたことから、NPO 法人は、定款変更を行う必要があります。

については、貴法人におかれましては、速やかに定款変更の手続を進めていただき、下記により定款変更届を所轄庁あてに提出して下さるようお願いいたします。

なお、「貸借対照表の公告」については、施行日は現時点で未定ですが、遅くとも平成 30 年 10 月 1 日までに施行されることとなっておりますので、決まり次第お知らせします。

おって、御不明な点がございましたら、県民生活課、所管の県民局又はやまぐち県民活動支援センターまでお問い合わせください。

記

1 法改正に伴い定款の変更が必要な事項(別紙)

公告の方法に関する事項[定款例第 53 条(「NPO 法人の設立及び管理・運営の手引き」26 ページ掲載)]

(注) NPO 法人の解散に係る公告は、官報掲載によることとされているため、定款上「法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。」と規定している例が多いところですが、このように規定している法人については、定款を変更しない場合、貸借対照表の公告についても官報掲載により行うこととなり、新たな経費負担が生じることになります。

2 提出書類※

- ・定款変更届(第 5 号様式)

【添付書類】

- ・定款の変更理由及び変更年月日を記載した書面
- ・定款の新旧対照表
- ・社員総会の議事録の謄本
- ・変更後の定款

※「公告の方法」に係る事項のみを定款変更した場合の提出書類です。

3 添付資料

- ・「内閣府 NPO 法人ポータルサイト」チラシ
- ・「特定非営利活動法人 定款例」
- ・「特定非営利活動促進法改正のご案内」

県民活動推進班
担 当 : 重 村
083-933-2614